

住民基本台帳事務における支援措置の実施にあたる確認書

□支援期間は、支援開始日から1年間です。支援の延長を希望される場合は、改めて申出書をご提出ください。支援期間終了の1か月前から延長の申出を受け付けることができます。延長の申出がない場合は、期限到来をもって支援を終了します。その際、香南市役所から期間終了の通知はしません。

□支援措置中に、ご本人が自己または同一世帯員に係る住民票等の写し等の交付を請求する場合には、支援措置の申出時に提示していただいた本人確認書類（※）が必要です。また、なりすまし等を防ぐため代理人申請、郵送申請には原則として応じられなくなります。

□引越しや氏の変更、支援の必要がなくなった場合など、申出内容に変更が生じた場合は、支援措置の申出時に提示していただいた本人確認書類（※）をお持ちいただき、支援措置変更（取下）の届出を行ってください。香南市外に転出し、引き続き支援措置を希望する場合は、改めて転入先の市町村に支援措置の申出が必要です。

□支援措置は加害者に住民票等から現住所を知られないようにするものであり、第三者からの請求について、厳格な審査の結果、不当な目的によるものではないと確認できた場合には、住民票等を交付します。

【例】①国・地方公共団体等官公署からの職務上請求

②有資格者（弁護士・司法書士・行政書士等）からの職務上の請求で正当な請求と認める場合

③債務債権関係に基づく請求で、請求書の添付の資料で正当な請求であることが認められる場合

□住民票の写し等の請求者に対し、必要に応じて支援措置の申出者であることをお伝えする場合があります。

□戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍謄抄本等には住所が記載されないことから、交付制限の対象になりません。

□香南市役所内の住民票情報を取り扱う部署を通じて、住所が探索されることを防止するため、関係各課に必要な情報を提供し、支援措置の連携を行うことがあります。

☐以下のサービスが制限されます

①マイナポータルの一部機能 ②住民票と戸籍の広域交付

③コンビニエンスストアのマルチコピー機での住民票の写しと印鑑登録証明書の交付

□加害者が被害者のマイナンバーカードを所持している、もしくは加害者が医療従事者である場合は、ご自身が加入する健康保険の保険者（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等）に保険者情報の閲覧制限を申し出てください。マイナ保険証の利用により住所地につながる情報が把握される可能性があります。香南市の国民健康保険に加入されている方および後期高齢者（75歳以上）の方は必要ありません。

☐ 申出の内容に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合、支援措置を終了することがあります。

上記の項目について確認しました。

令和 年 月 日 氏名

※支援措置の申出時に提示していただいた本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード☐パスポート ☐その他 ()